

# 第2次瑞穂町地域情報化計画

平成17年11月

瑞 穂 町

印のある用語の解説は、P 5 1以降をごらんください。

## - 目 次 -

はじめに .....	1
第1次計画（平成13年度～平成15年度）達成状況 .....	2
第1章 計画のあらまし	
1 計画策定の背景 .....	13
2 計画策定の目的 .....	13
3 計画の位置づけ .....	13
4 計画の視点 .....	14
5 計画の期間 .....	15
第2章 地域情報化に関する現状	
1 ITに関する社会・経済の動向 .....	19
2 国・都の動向 .....	19
3 瑞穂町の情報化の現状 .....	20
第3章 地域情報化の基本理念と目標	
1 地域情報化の基本理念 .....	25
2 地域情報化の目標 .....	25
第4章 地域情報化の具体施策	
1 地域情報化の具体施策 .....	29
第5章 情報通信基盤の整備	
1 情報通信基盤（インフラ）の整備・活用 .....	37
2 地域情報化拠点の整備 .....	37
第6章 地域情報化の推進	
1 推進体制 .....	41
2 推進にあつたての留意事項 .....	42
〔参考資料〕	
情報化推進委員会設置要綱 .....	49
情報化推進協力員設置要領 .....	50
用語解説 .....	51

## はじめに

瑞穂町では、平成14年2月に「瑞穂町地域情報化計画」を策定し、この計画に基づき、町民サービスの向上、透明で分かりやすい町政の実現、行政の簡素化・迅速化などを目的として全職員を挙げて取り組んできました。

これまで、庁内ネットワークの構築、\*住民基本台帳ネットワークの整備、\*総合行政ネットワークの接続や情報安全対策の指針として\*情報セキュリティポリシーの策定などの基盤整備を進めてきました。また、ホームページによる図書館蔵書検索、情報提供および双方向性を生かした「町長への手紙」、「各課へのお問合せ」など、町民とのコミュニケーションの充実にも努めてきました。こうした取り組みにより、庁内や自治体間のネットワーク整備はほぼ完了することができました。

さらに、こうした基盤整備などを拡充・発展させるため、改定計画を策定し、引き続き推進していきます。

新たな計画では、町民サービスの向上のための取り組みを重点的に進めていきます。

具体的には、インターネットを活用して自宅から各種の申請・届出ができる電子申請システムの更なる拡充や、スポーツ施設などの空き状況の照会が可能なシステムの早期実現のほか、ホームページの操作性向上とともに町民への情報提供の充実をはかります。

また、以前の計画で達成できなかったものや、計画年度中に新たに取り組むべきものについても、新計画に盛り込んで、引き続き推進していきます。

## 第1次計画（平成13年度～平成15年度）達成状況

施策名	達成状況	主な達成内容
(1)* オフトーク通信の運営		オフトーク通信の廃止
(2) ニューメディアの検討		* 防災行政無線、* CATV、 * コミュニティFMの検討
(3) ホームページの充実		「町長への手紙」、「各課へのお問合せ」電子メール版開始
(4)* グループウェアシステム		全ての職員へのパソコン配備完了
(5) 行政評価支援システム		行政評価支援システム導入の検討
(6)* 統合型地理情報システム(GIS)		サーバ設置、共有空間の整備
(7) 文書管理システム		文書管理システム導入の検討
(8) 会議録検索システム		議会会議録検索システム稼働
(9)* 住民基本台帳ネットワークシステム		* 住民基本台帳カード・* 公的個人認証サービスの利用開始
(10) 戸籍の広域交付		戸籍の広域交付開始
(11)* 総合行政ネットワーク(LGWAN)		基盤整備完了
(12) 産業情報システム		産業情報システム導入の検討
(13) 公共施設予約システム		公共施設予約システム導入の検討
(14) 図書館ネットワークシステム		蔵書検索システム稼働
(15) 総合福祉システム		総合福祉システムの稼働
(16)* 厚生労働行政総合情報システム(WISH)		厚生労働行政総合情報システム(WISH)の稼働

達成状況欄の 印は、計画年度中（一部、平成16年度を含む）に達成できた施策であり、 印は、達成できなかった施策です。

## 第1次計画達成状況の詳細

「計画推進スケジュールと実績」の「←----->」印は、計画策定当初の予定期間であり、「←————>」印は実績です。

### (1) \* オフトーク通信の運営

計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○検討委員会による方針決定 ・情報通信システム検討委員会 設置要綱制定 ・オフトーク通信に関するアン ケート実施		←-----> ←————>	
○方針決定に基づく事業の展開 ・方針決定に基づく事業の展開		←————>	←----->

平成14年 6月 情報通信システム検討委員会設置要綱制定

平成14年11月 オフトーク通信の運営について(答申)

平成15年 3月 オフトーク通信放送終了

オフトーク通信の利用者は減少の一途であったため、情報通信システム検討委員会を設置し、今後、どのように運営していくべきかを検討しました。その結果、オフトーク通信は、委員会の答申を受け平成15年3月をもって放送を終了しました。(目標達成)

### (2) ニューメディアの検討

計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○検討委員会による検討 ・情報通信システム検討委員会 設置要綱制定 ・検討委員会による検討		←-----> ←————>	
		←————>	←----->

平成14年6月 情報通信システム検討委員会設置要綱制定

平成16年3月 ニューメディアの検討について(答申)

災害情報などの行政情報を町民へ提供するシステムとして導入した\*オフトーク通信の放送終了決定を受け、このシステムに代わる新しいしくみ(メディア)が必要となりました。そのため情報通信システム検討委員会で検討を重ねた結果、

\*防災行政無線

\*CATV

\*コミュニティーFM

の3つを有効かつ効果的に利用することが望ましいとの結論に至りました。(目標達成)

### (3) ホームページの充実

計画推進スケジュールと実績

推進事項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○ホームページ作成研修 ・ホームページ作成研修		←-----→	
○各課でホームページ原稿作成 ・各課でホームページ原稿作成		←-----→	←-----→
○「町長への手紙」電子メール版 ・「町長への手紙」電子メール版			←-----→

平成10年10月 瑞穂町公式ホームページ公開

平成13年 3月 ホームページ更新(リニューアル)

平成14年 8月 図書館ホームページ公開(図書の蔵書検索)

平成14年12月 議会ページ公開、例規検索公開

平成15年 3月 リサイクルプラザページ公開

平成15年 6月 「町長への手紙」開始

平成15年 7月 議会議事録公開

平成16年 9月 「各課へのお問合せ」開始

平成16年12月 ホームページ更新(リニューアル)

ホームページの内容は、日々充実しており閲覧(アクセス)数も順調に伸びています。ホームページは、業者委託による定期的な内容更新を行うとともに、随時更新については情報課職員が行なっています。「町長への手紙」や「各課へのお問い合わせ」の電子メール版など、町民との対話手段(コミュニケーション・ツール)としての活用も盛んに行われています。(目標達成)

#### (4) \* グループウェアシステム

##### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○パソコン配備	←-----→		
・平成13年度パソコン配備	←→	←→	
・平成14年度パソコン配備		←→	
○既存メニューの検討、改良	←-----→		
・既存メニューの検討、改良	←		→
○新メニューの検討、導入	←-----→		
・新メニューの検討、導入		←	→
○ホームページとの連携検討	←-----→		
・ホームページとの連携検討		←	→

平成14年8月 全職員パソコン配備完了

平成16年4月 \* L G W A N文書交換に伴うバージョンアップ

平成14年度、計画どおりに全職員へのパソコン配備が完了し、メール・掲示板・キャビネット・庁内会議室予約システムなどが職員の手元にあるパソコンで利用できるようになりました。また、職員間における電子データの共有化も可能となり、当初の目標である全庁内での「情報の共有化」は達成されました。(目標達成)

#### (5) 行政評価支援システム

##### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○調査、検討	←-----→		
・既存メニューの検討、改良	←		→
○事業別予算への移行	←-----→		
○行政評価システムと財務会計システムの整合の検討		←	→
○事務量増加の抑制をするためのシステムの検討		←	→

行政評価システムは、人事・企画・財政(予算)を連動させることにより町の事務事業の計画的な遂行を図るものです。このシステムは、平成16年度に稼働しはじめたばかりであり、今後、行政評価システムと\*財務会計システムとの連携を進めた後、行政評価支援システムを検討します。(未達成)

## (6) \* 統合型地理情報システム (GIS)

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○各課の現状調査 ・各課の現状調査	←-----→	←-----→	
○基本計画策定 ・基本計画策定		←-----→	
○詳細計画策定 ・詳細計画策定		←-----→	
○共用空間データベースの構築 ・共用空間データベースの構築			←-----→
○運用システムの構築 (導入) ・運用システムの構築 (導入)			←-----→
○クリアリングハウス設置・公開			←-----→

平成14年5月 統合型地理情報システム導入検討委員会設置要綱制定

平成15年3月 統合型地理情報システム基本計画策定

平成16年3月 統合型地理情報システム構築完了、運用

統合型地理情報システムのサーバ設置及び基本となる地図データ（共用空間データ）の整備については平成16年3月までに完了しました。今後は、各部署での業務と連携したシステムの構築が課題となります。また、\*クリアリングハウス設置やホームページ公開も未実施となっていますので、統合型地理情報システムをどのように発展させていくかを、統合型地理情報システム運用委員会で検討していきます。（目標達成）

## (7) 文書管理システム

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○調査、検討 ・調査、検討			←-----→

\*ファイリングシステムの導入により、全ての文書はキャビネットや書庫で一括管理され、文書目録も整備されました。今後は、ファイリングシステムを最大限活用し事務効率化に対応するため、導入目標年度を早期に定めて委員会等を設置するとともに検討を進める必要があります。（未達成）

## (8) 会議録検索システム

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○調査、検討		←-----→	
・調査、検討		←-----→	
○システム導入		←-----→	
・システム導入		←-----→	
○議会ホームページの開設			←-----→
・議会ホームページの開設			←-----→

平成14年 6月 会議録検索システム運用開始

平成14年12月 ホームページに議会ページ開設

議会会議録検索システムは、庁舎内のグループウェアと議会ホームページで稼動しており、その内容も議会終了ごとに更新されています。(目標達成)

## (9) \*住民基本台帳ネットワークシステム

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○*コミュニケーションサーバ等の設置	←-----→		
・コミュニケーションサーバ等の設置		←-----→	
○一次稼動(平成14年8月)		←-----→	
・一次稼動		←-----→	
○二次稼動(平成15年8月)			←-----→
・二次稼動			←-----→

平成14年8月 一次稼動

平成15年8月 二次稼動

サーバの設置及び一次・二次稼動が始まり、システムは順調に稼動しています。平成16年3月には、\*総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を利用した、\*住民基本台帳カードに\*公的個人認証機能を持たせるサービス(公的個人認証サービス)も始まっています。しかし、住民基本台帳カード保有者が非常に少ないのが現状です。今後は、町民が公的個人認証機能という付加価値を生かせるサービスを充実させ、住民基本台帳カード保有者を増やしていくことが必要です。(目標達成)

## (10) 戸籍の広域交付

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○近隣市との調整(規約・協議書)	←-----→		
・近隣市との調整	←-----→		
○広域交付開始		←-----→	
・広域交付開始		←-----→	

平成14年4月 戸籍の広域交付運用開始

戸籍の電算化が終了した近隣市（福生市・羽村市）との広域運用が開始されています。今後は更に広域化をすすめ、町民の利便性を高めていくことが必要です。（目標達成）

## (11) \*総合行政ネットワーク（L GWAN）

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○接続準備及び通信回線整備	←-----→		
・接続準備及び通信回線整備	←-----→		
○L GWAN接続			←-----→
・L GWAN接続			←-----→

平成16年 1月 L GWAN回線接続完了

平成16年 2月 瑞穂町\*情報セキュリティポリシー策定

平成16年 3月 \*公的個人認証サービス開始

平成16年 7月 L GWAN文書交換開始

平成16年12月 電子調達(インターネットを利用した入札に関する手続)開始

平成17年 1月 電子申請(インターネットを利用した各種申請)開始

L GWANの回線接続及び付随するサービス体制の整備が完了し、順調に稼動しています。今後、町民に対しては電子申請や公的個人認証サービス、また、職員に対してはL GWANメールなど、利用向上への取り組みが必要です。（目標達成）

## (12) 産業情報システム

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○調査、検討 ・調査、検討		←-----→ ←-----→	-----→

町内の農業従事者や商工業者及び消費者（町民）に対し、インターネットを利用した産業情報の提供（産業情報システム）を計画しましたが、現在、商工業者とながりの深い瑞穂町商工会において、町で計画したシステムに近いくみがホームページで公開されています。（目標達成）

## (13) 公共施設予約システム

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○調査、検討 ・調査、検討		←-----→	
○システム構築、運用		←-----→	←-----→

本システムを導入している自治体も増え、町でも導入を希望する声が出ています。しかし、システムを構築及び運用していくためには多額の費用が発生するため、費用対効果を十分に見極めた上で、導入に向けた取り組みが必要です。（未達成）

## (14) 図書館ネットワークシステム

### 計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○調査、検討 ・調査、検討	←-----→ ←-----→		
○システム機器入替 ・システム機器入替		←-----→ ↔	
○通信回線整備 ・通信回線整備		←-----→ ↔	
○システム構築 ・システム構築			←-----→ ↔

平成14年6月 システム機器入替

7月 通信回線開通

8月 図書館ホームページ開設、蔵書の検索システム稼動

上記のようにシステム導入が完了し、順調にシステム稼動しています。今後は予約のできるシステムに発展させる必要がありますが、予約に伴う事務量増加も考慮しながら慎重な検討を要します。(目標達成)

### (15) 総合福祉システム

計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○調査、検討 ・調査、検討	←-----→ ←-----→		
○関連課との調整 ・関連課との調整	←-----→ ←-----→		
○システム導入、運用 ・システム導入、運用		←-----→ ←-----→	←-----→ ←-----→

平成15年3月 システム運用開始

障害者の方の台帳作成や補装具交付に関する事務が簡略化・迅速化され、町民の利便性が向上しました。なお、今後、システム機能向上へのさらなる改良が必要です。(目標達成)

### (16) \* 厚生労働行政総合情報システム(WISH)

計画推進スケジュールと実績

推 進 事 項	平成13年度	平成14年度	平成15年度
○接続準備及び通信回線整備 ・接続準備及び通信回線整備	←-----→ ←-----→		
○システム運用 ・システム運用		←-----→ ←-----→	←-----→ ←-----→

平成14年4月 システム運用開始

システムの運用により、厚生労働省のホームページでは見ることができない情報が入手可能となり、事務を進めて行く上での情報量が豊富になりました。また、各種調査・報告事務の手間が簡略化されるとともに事務の効率化がはかられました。(目標達成)

# 第1章 計画のあらまし

余 白

## 1 計画策定の背景

町では、平成14年2月に『瑞穂町地域情報化計画』を策定し、総合的かつ計画的な地域情報化を進めてきました。この計画は、平成13年度から3年間の計画であり、平成15年度をもって終了となりました。しかし、行政を取り巻く社会情勢は依然厳しく、逼迫する財政状況等により目標達成できなかった事業もありました。情報通信技術（「IT」といいます。）の飛躍的な進歩やインターネットに代表されるデジタルネットワーク化の進行は社会に大きな改革をもたらしています。町民の生活もコンピュータ機器の普及や情報通信基盤の整備により急激に様変わりしていますが、町は、こうした流れに的確に対応し、情報ネットワークを積極的に利用することで、より良い町民サービスを提供しようとしています。

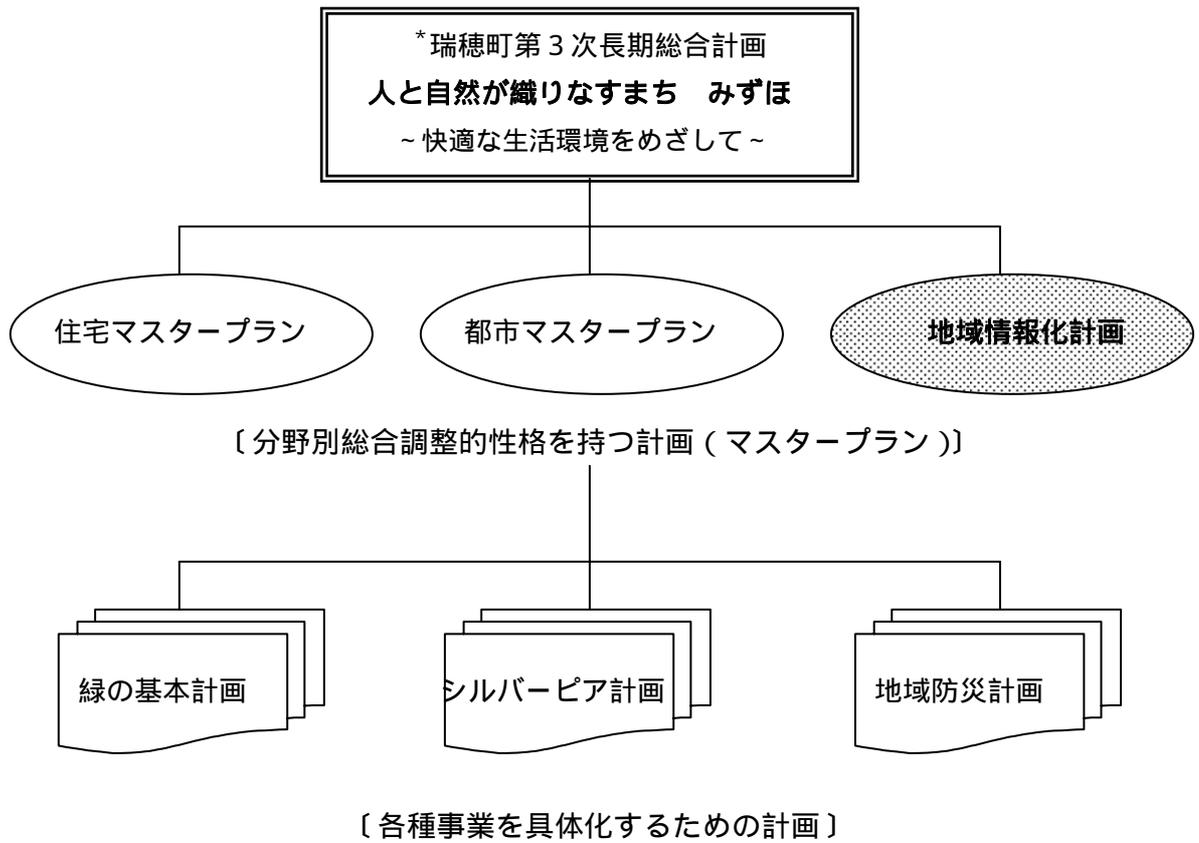
以上のことから、『瑞穂町地域情報化計画』を改訂し、平成17年度から平成19年度を計画期間として地域の情報化を総合的かつ計画的に進めます。

## 2 計画策定の目的

地域社会が少子高齢化、環境問題、地域活性化等多くの課題を抱える中で、地方公共団体は地域の住民・企業等のニーズの高度化・多様化に対応する行政サービスの提供のみならず、自ら地域の発展と活性化を促進する「地域経営」の担い手としての役割が重要になってきています。このような時代の要請に応え、より住民の視点にたった行政運営を行なっていくには、地方公共団体の経営能力を高めていくための改革が急務となっています。そこで、ITの利便性を最大限に活用するとともに、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現する有効な手法として期待されているのが電子自治体の構築です。電子自治体とは、地方公共団体の行政機能をインターネットなどを通じて、原則24時間・365日、いつでもどこからでも誰もが簡便かつ安全に行政サービスにアクセスし、その便益を受けることが可能となる環境を構築しようとするものであり、今日の地方公共団体に求められています。

## 3 計画の位置づけ

瑞穂町地域情報化計画は、\*瑞穂町第3次長期総合計画に掲げた将来都市像「人と自然が織りなすまち みずほ～快適な生活環境をめざして～」を実現する上で、地域情報化の分野についての基本方針を示すとともに、地域情報化に関する具体的な\*実施計画を含む総合計画として位置づけます。



## 4 計画の視点

地域情報化を推進するうえで、ITの特性を活かしつつ、子どもからお年寄りまで、だれもが情報化の恩恵を受けることができるように配慮しなければなりません。そのため注目すべき項目を次のとおり掲げ、今後はこれらを基本的な視点に据えて、計画的に情報化を進めます。

### (1) 利用者により便利なシステムの実現

地方公共団体の行政サービスにおいても、住民を行政サービスの利用者として意識した、顧客志向的な観点に立った行政運営の改革に取り組むことが望めます。職員の意識改革を図ることにより、行政がより身近で親しみやすい存在になるとともに行政に対する住民からの信頼と満足度を高め、住民と行政の協働型\*パートナーシップに向けた新たな関係の土台となっていくことが期待されます。

電子自治体を構築しても実際にサービスが利用されなければ、利用者から十分な信頼を得ているとは言えません。また、電子自治体は提供者側と利用者側が互いに連携・協力し、共同で作りに上げていくものであることから、住民等に

はより積極的な理解と協力が求められます。このためには、電子自治体構築の目的、メリット、課題等について、分かりやすい情報提供、積極的な広報・広聴の展開等十分な説明責任を果たしていくことが必要です。

また、電子自治体の構築によって、具体的にいつから、どのようなサービスが、どのような形で提供されるようになるのかについての情報提供と説明が必要です。したがって、電子自治体の構築に関する年次計画や行政手続のオンライン化の具体的なスケジュール等を提示することが求められます。

## (2) \*情報バリアフリーの実現

ITの進展は、多くのメリットをもたらす一方、これらのメリットを受けられない人達との間に格差を生じる危険性があります。情報化の推進に関しては、このような格差のない、誰にも利用しやすい情報環境づくりが必要であり、また、社会的ハンデを負っていた人達のためにこそ、高度な技術の応用を進めることにより社会全体の生産性向上を図ることができます。

すでに、国や機器メーカーなどにより、高齢者や障害者等のための情報処理機器のあり方についての指針や機器の開発等の取り組みが進められていますが、今後も高齢者や障害者を含めた、だれにも使いやすい「\*ユニバーサルデザイン」による情報バリアフリー環境の実現を目指します。

## 5 計画の期間

第2次瑞穂町地域情報化計画の計画期間は、前計画期間の終了から一年間の検討期間を経た、平成17年度～平成19年度とします。

なお、今後の著しい社会経済事情や情報通信分野の変動などに配慮し、必要に応じて計画の見直しを図るものとします。

余 白

## 第2章 地域情報化に関する現状

余 白

## 1 ITに関する社会・経済の動向

現在、我が国のITの進展により\*ブロードバンドネットワークは世界でも低廉かつ高速な世界水準のものになり、契約数も増加しています。また、携帯電話や携帯インターネット契約数の増加とともに\*モバイルネットワークも普及しています。さらに、平成16年中には関東広域圏、関西広域圏、中京広域圏において\*地上デジタルテレビジョン放送が開始されるとともに、ネットワークを活用した\*情報家電や\*電子タグなどが実用化されつつあります。

国民のインターネット利用人口は平成16年末で約7,948万人に達し、人口普及率は62%を突破するなど、国民生活にインターネットは浸透しています。また、パソコンだけではなく様々な端末から、職場や家庭だけでなく移動中を含めたあらゆる状況で「いつでも、どこでも、誰でも」インターネットを利用する状況になりつつあり、インターネットは国民に大きな利便・恩恵をもたらす、生活必需品となりつつあります。

企業においても、ブロードバンドネットワーク、モバイルネットワークの活用が着実に進展するとともに、電子タグ、\*非接触型ICカード等の活用に関する様々な実証実験が行なわれるとともに新たなネットワークが実用化されつつあります。(平成17年版 情報通信白書 総務省編より)

## 2 国・都の動向

「\*e-Japan」の到達目標は2005年度であり、その後の新たなビジョンとして、総務省では、「\*u-Japan」構想として、2010年までに次世代\*ICT社会や\*ユビキタスネットワーク社会を実現する製品化計画を検討しています。

現在、我が国を取り巻く社会経済環境を考えると、少子高齢化によって引き起こされる問題、災害や犯罪等に対する危機管理問題、食品や医療品に関する安全性の問題、様々な分野での情報公開や構造改革に関する問題などが大きくクローズアップされています。いずれも、情報に関する偏りや不信が、大きな原因の一つと考えられています。そこで、「いつでも、どこでも、何でも誰でも」がネットワークにつながる社会(ユビキタスネットワーク社会)の実現が望まれてきています。

東京都においても、ITを積極的かつ効率的に導入した電子都庁の実現に取り組む「\*電子都庁推進計画」を平成13年3月に策定しています。その後「電子都市構築に関する懇談会」を設置し、企業や住民がその恩恵を受け、自らの創意や工夫により活性化できる環境を持つ都市づくりを行うための具体的方

策を明らかにした「3300万電子都市構築に向けた情報通信戦略」(電子都市構築に関する懇談会報告書)を平成14年4月に策定し、情報化に取り組んでいます。

### 3 瑞穂町の情報化の現状

#### (1) 行政の情報化の現状

平成14年2月に策定した「瑞穂町地域情報化計画」に基づき計画的に情報化を進めてきた結果、庁内ネットワークの構築、\*住民基本台帳ネットワークの整備、\*L G W A N回線の接続や\*情報セキュリティポリシーの策定などの基盤整備が整いました。また、ホームページによる図書館蔵書検索、情報提供および双方向性を生かした町民とのコミュニケーションの充実にも努めてきました。こうした取り組みにより、庁内や自治体間のネットワーク整備は、ほぼ完了することができました。

今後は、これらシステムをさらに発展させ、町民サービスのネットワーク化を推進することが求められます。

#### (2) 情報通信インフラの現状

町内を網羅する情報通信インフラの整備も徐々に進んでいます。平成13年度には、既存の電話回線を利用した\* A D S Lインターネットサービスが開始され、複数の事業者がサービスを展開しています。平成15年度には、民間事業者による\*C A T V網の整備が始まり、ほぼ全域でC A T Vの視聴やインターネットサービスが開始されました。しかし、\*光ファイバーについては、一部の地域を除き整備されていないため、関係機関や通信事業者に働きかけ、早期に光ファイバーインターネットサービスの開始を促します。

#### (3) 行政情報の提供手段

現在、広報紙、ホームページなどを通じて町民に情報提供を行っています。広報紙については、昭和38年6月以来、全世帯へ行政情報が提供できる手段として発行されています。ホームページについては、インターネットの急激な普及により内容(\*コンテンツ)の充実が求められています。今後も「町長への手紙」や「各課へのお問合せ」など、双方向性を活かした対話手段(コミュニケーション・ツール)の更なる活用や誰にでも使いやすく、わかりやすいホームページを目指し、よりいっそう内容の充実に努めます。

なお、町のホームページは、平成17年5月、その取り組みが評価され、「全国広報コンクール」(日本広報協会主催：内閣府、総務省、読売新聞社後援)

において日本広報協会会長賞を受賞しました。

平成14年度、情報通信に識見のある町民を中心に情報通信システム検討委員会を立ち上げ、ニューメディアの検討を行ってきました。ニューメディアの検討については、\*CATVの普及が一定の加入率を超えた場合には町からのお知らせ等、行政情報の提供の検討や、隣接市に拠点を置く既存の\*コミュニティーFMの活用をはかる必要があるという答申を尊重し、事業を進めていきます。

さらに、箱根ヶ崎駅東西自由通路の設置に伴う大型液晶ディスプレイによる映像情報システムを活用し、町の情報を随時配信していきます。

余 白

## 第3章 地域情報化の基本理念 と目標

## 1 地域情報化の基本理念

平成13年3月に策定された\*瑞穂町第3次長期総合計画では、瑞穂町の地域資源である「人」と、狭山丘陵に代表される「自然」を活かしたまちづくりをすすめるとともに、だれもがいきいきと安心して生涯を過ごせる快適な生活環境の創出をめざした、「人と自然が織りなすまち みずほ ~ 快適な生活環境をめざして~」を将来像と定めています。

地域情報化についても、この将来像の実現に向け、町民参加の促進、コミュニティのさらなる形成、快適な生活環境の実現をめざして取り組みます。

## 2 地域情報化の目標

町は、ITを活用して積極的に情報公開を進めるとともに、町民と行政、また、町民相互の対話手段（コミュニケーション・ツール）としてのITの活用により、町民の町政への参画と町民と行政の協働によるまちづくりの一翼を担います。

このため、次に掲げる3つの目標を定め、地域の情報化を総合的、計画的に推進することとします。

### (1) 環境と共生するまちづくりのための情報化

子どもからお年寄りまですべての町民が瑞穂町に住み続け、快適で充実した生涯をおくることのできる基盤づくりのため、情報化を地域環境のひとつと捉え、いつでも、だれでも、どこでも、必要な情報を送受信できる環境づくりを進めるとともに、町民の情報活用能力の向上につとめます。

そのためには電子自治体の構築が急務であり、ホームページの充実や公共施設をネットワークで結ぶ情報化拠点の整備など、住民と行政の対話手段コミュニケーション・システムの充実や\*グループウェアシステムによる行政内部の情報の共有化、行政情報の電子化の推進をはかります。

### (2) 活力ある生活を支えるまちづくりのための情報化

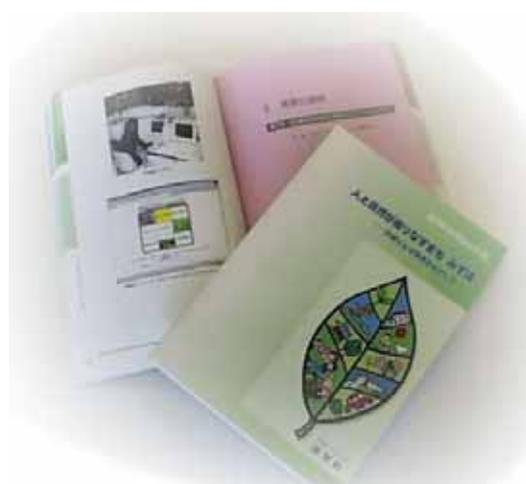
暮らしやすい生活の場の提供という視点に立ち、町の情報発信システムの整備を行うとともに、コミュニティ活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、公共施設予約システムの導入やホームページのさらなる充実に努めます。

### (3) 自らを高め互いを認め合うまちづくりのための情報化

\*瑞穂町第3次長期総合計画では、町民一人ひとりが、自らの能力や資質を最大限に発揮し、自己実現をはかることができ、個性を尊重した人づくりを

目指しています。

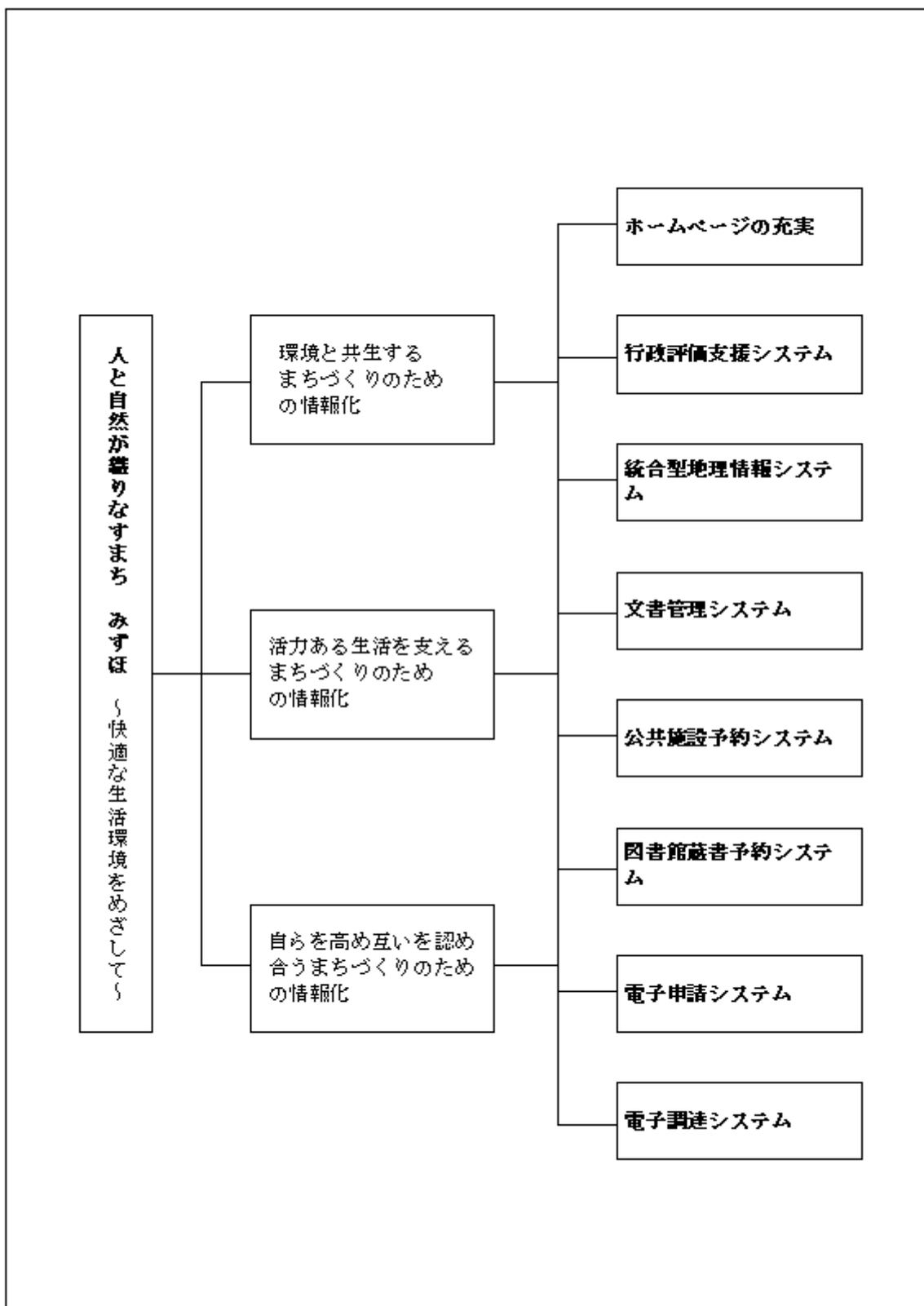
この情報化計画では、インターネットや公共施設の情報通信機器から図書館蔵書の検索・予約ができるシステムの導入やホームページのコミュニティ情報、各種イベント情報などのさらなる充実をはかり、\*瑞穂町第3次長期総合計画を側面から支える情報化に努めます。



## 第4章 地域情報化の具体施策

余 白

# 1 地域情報化の具体施策



## (1) ホームページの充実

### 計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成17年度	平成18年度	平成19年度
○各担当(各課)によるホームページ作成		←→	←→
○バナー広告の検討、導入	←→		
○英語表記の検討、導入	←→		
○メールマガジンの検討		←→	←→

ホームページは、図書館の蔵書検索、「町長への手紙」、「各課へのお問合せ」の電子メール版も開始されており、インターネットの大きなメリットである双方向性を活かしたシステムが構築されています。

平成10年10月の開設以来、町ホームページへの関心は高まり、その内容(\*コンテンツ)の充実が求められています。その要求に対応するため、ホームページの各担当(各課)による作成や国際化に対応すべく掲載内容の英語表記化など、内容の充実に取り組みます。また、広く普及している携帯型端末への情報提供も充実していきます。

現状では、ホームページに掲載されている「広報みずほ」の内容更新を民間会社に委託しておりますが、今後、各担当(各課)職員もホームページ作成の技術を身につけ、委託によらない随時更新体制が今後の課題です。

また、ホームページのバリアフリー化に向けての取り組みとして、高齢者や障害者の方に配慮した上で、より多くの人ができるよう簡易操作基準(\*ウェブアクセシビリティ・ガイドライン)である高齢者・障害者等配慮設計指針(\*日本工業規格化(JIS規格化))に沿ったページ作りを進めます。

なお、ホームページの運営にかかる財政的負担の軽減をはかるため、有料広告(バナー広告)を積極的に導入します。

あわせて、町民への情報提供手段として有用なパソコンや携帯電話のメール機能を活用した「\*メールマガジン」を検討するとともに、ホームページとの連携を今後の課題とします。

## (2) 行政評価支援システム

### 計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成17年度	平成18年度	平成19年度
○財務会計システムと行政評価システムの連携検討	←→		
○事業別予算への移行検討	←→		





## (7) 電子申請システム

### 計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成17年度	平成18年度	平成19年度
○新たな申請、届出手段の検討、 導入	←		→

電子申請システムとは、町民・企業がインターネットを利用して申請・届出ができるサービスであり、平成17年1月15日から住民票の写し交付申請をはじめ、9種類の申請・手続に関するサービスが開始されています。町民・企業は、いつでもどこでも申請・届出が可能になり、また、インターネット上で処理状況の確認ができるため、利便性・透明性が向上します。

各種イベントの参加申込みなど、今後、さらに申請・届出手段の種類拡大に取り組みます。

## (8) 電子調達システム

### 計画推進スケジュール

推 進 事 項	平成17年度	平成18年度	平成19年度
○入札参加資格審査申請受付	←		→
○入札情報提供		←	→
○電子入札導入検討		←	→

電子調達システムとは、インターネットを通じて町が発注する入札を実施するために必要な一連の情報を、町と事業者間でやりとりすることを可能にするシステムです。

資格審査申請受付業務については、平成16年12月1日より開始しており、今後さらに入札業務への拡大を検討します。

このシステムを導入することにより、事業者の利便性の向上が図られるとともに入札の公平性と透明性が確保されます。

余 白

## 第5章 情報通信基盤の整備

余 白

## 1 情報通信基盤（インフラ）の整備・活用

前章の具体施策や地域情報化を推進するためには、町の情報通信基盤（インフラ）の整備・活用を早急に進める必要があります。

これらを整備することにより、町民それぞれのニーズにあった通信回線を利用することが可能となります。

### （１）\*CATV

平成15年5月より民間事業者によるCATVが放送開始されました。CATVは多チャンネル放送などの娯楽的要素が強いメディアですが、インターネットの通信メディアとしても注目されています。

町では、一部地域を除き、ほぼ全域で視聴可能となりましたが、加入者の増加に伴い、町から町民に対する情報提供の有効手段の1つとしての活用も考えられます。

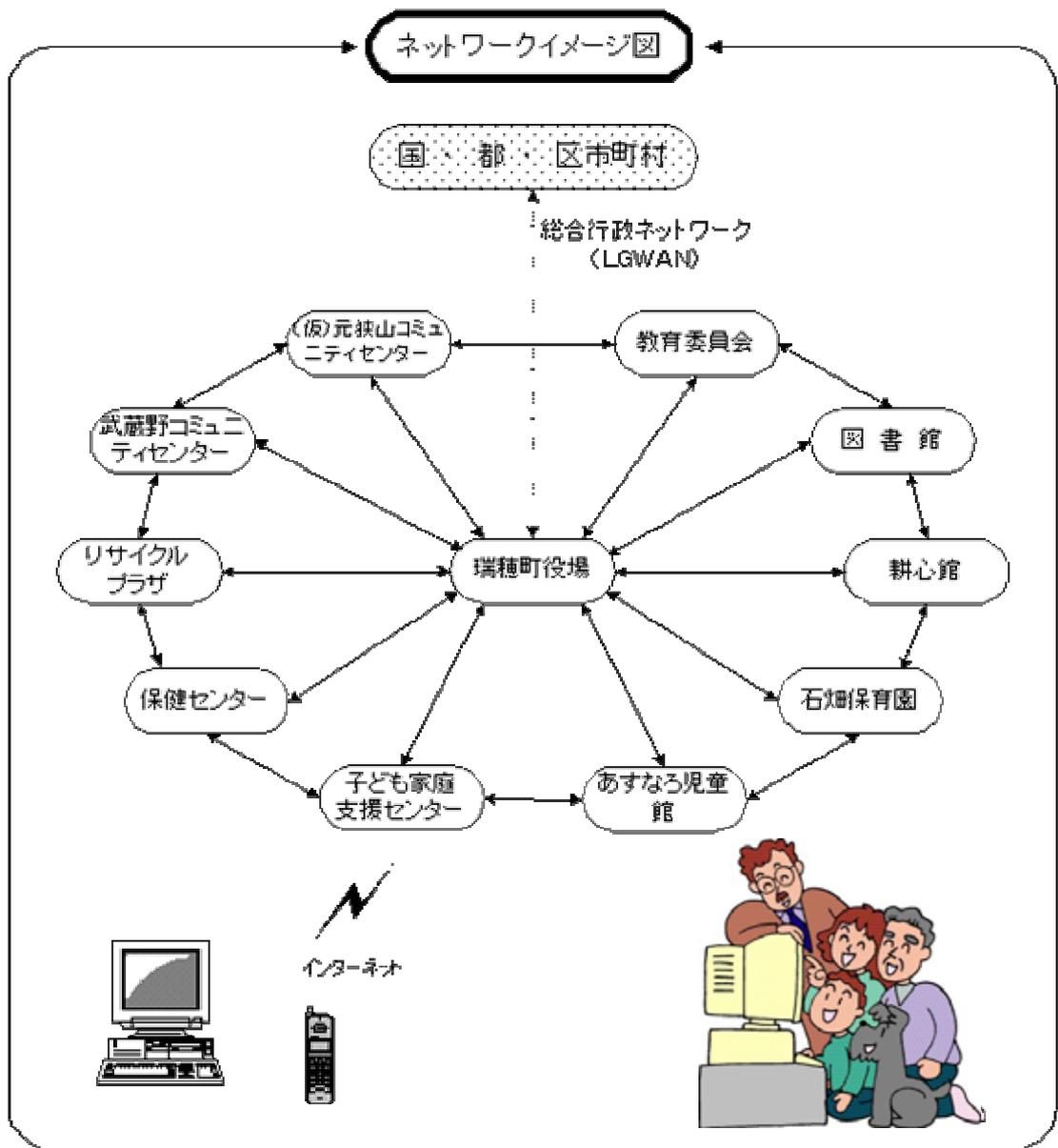
今後もCATV事業者提供エリアの拡大を働きかけ、町全域で視聴が可能となるように努めます。

### （２）\*光ファイバー

平成13年度、\*ADSLが町内で利用可能となりましたが、近年、大容量の通信が行なえる光ファイバーがブロードバンド時代を担う「本命」といわれています。個人向けの光ファイバーインターネットサービスや事業者向けの通信サービスも近隣市町村などで普及しており、町民の要望も高くなっています。今後も関係機関と連携をとり、通信事業者による早期の普及を促していきます。

## 2 地域情報化拠点の整備

町民に身近な地域情報化を進めるうえで、拠点となる施設の整備が不可欠です。町に散在する公共施設を情報化の拠点として位置づけ、平成17年5月、公共施設間のネットワークを構築しました。今後は、だれもが利用できる機器を公共施設に設置し、行政情報の提供や予約申込み、各種手続き等のサービスなどが行なえるよう、行政サービスの高度化・迅速化に努めます。



## 第6章 地域情報化の推進

余 白

# 1 推進体制

## (1) 全町的な推進体制

情報化の進展によって、町民がパソコンなどの情報機器を利用する機会が多くなっています。これらの機器やソフトウェアを活用するにはITに関する知識と能力が不可欠であり、適切な学習の機会が必要となります。町では、平成13年4月より初心者向けのIT講習会を開催し、多くの町民がインターネットなどを体験する機会を設けることにより、ITに対する知識や関心が高まりました。今後も初心者を中心としたパソコン講習会を継続的に開催し、町民のITに関する知識や能力の向上に努めます。

一方、今後のホームページ作成にあたっては、いつでも誰でもどこからでも情報を収集できるようにするため、JIS規格等に配慮した上、情報通信の\*アクセシビリティを確保することが不可欠です。情報通信機器などについては、\*ユニバーサルデザインによるバリアフリー環境の実現をはかるとともに、情報通信機器の利用を総合的に支援する人材をボランティア等により確保し、\*情報リテラシーの向上をはかる必要があります。

町内の小・中学校のパソコン教育では、各学校それぞれがホームページを開設するなど情報化に対する意識も高く、今後ますますその知識を深められるよう、国が示す\*「ミレニアム・プロジェクト」の「教育の情報化」プロジェクトに沿った整備計画を尊重し、環境を整えていきます。

## (2) 庁内推進体制

地域情報化にあたり、IT機器を活用してより効率的に情報化を推進していく職員の意識や活用能力の向上が不可欠です。職員のパソコン操作研修を計画的に実施した結果、全ての職員が基本的な操作技術を身につけることができました。今後は、その能力を業務に活用するための研究やセキュリティに関する意識の啓発が重要となります。

なお、情報化を組織的に進めるため、「情報化推進委員会」を情報化推進に関する検討機関と位置づけ、計画の調整や見直しを進めています。

また、全職員がパソコンや\*アプリケーションソフトを使いこなし、業務を改善するためには、身近なところに情報通信機器の円滑な運用を指導する人が必要となります。そのため、各課内に最新情報技術と行政実務経験をもつ「情報化推進協力員」を配置しています。「情報化推進協力員」は所属課職員の\*情報リテラシーの向上や、情報セキュリティに関する啓発を行うなど、IT化を円滑に推進するために非常に重要な役割を担っています。

しかし、IT機器は、あくまでも道具にしか過ぎず、職員一人ひとりが高度

利用し、町民サービスの改善や効率化、さらに町民との対話手段（コミュニケーション・ツール）として活用しなければなりません。

## 2 推進にあたっての留意事項

### (1) 誰もが利用しやすいシステムづくり

地域情報化のシステムは、他の情報システムと同様、利用者ニーズに基づいたものでなければなりません。そのため、各システムの計画策定、実施段階のすべてにおいて、町民ニーズを十分に把握し、その実現をはかるようなシステムの構築と運用に努めます。

また、これまでの情報システムが主に職員が利用するシステムであったのに対し、今後は町民が直接利用することを前提として整備を進め、誰もが使いやすくしなければなりません。

さらに、メディアの多様化が進行するなかで、データの重複管理を避け、各データの整合性を保つために、情報の一元管理を行い、町民のニーズに合わせた様々なメディアでの提供に努める必要があります。

これらのことから、特に次の点について配慮しながら、システムの構築と運用をはかります。

#### (ア) 使用の容易性

- ・操作や画面など、高齢者や障害者にも使いやすい、機器やシステムであること。
- ・平成16年6月にJIS規格化された\*ウェブアクセシビリティ等に配慮すること。

#### (イ) アクセスの容易性

- ・パソコン等により、家庭や職場などあらゆる場所からアクセスできること。
- ・公共施設への情報通信機器の設置により、住民が容易に利用できること。
- ・携帯電話やFAXなどのメディアの活用もはかること。

#### (ウ) 情報内容の総合性

- ・町に関する情報の総合的な提供手段になること。
- ・新たな町民ニーズに迅速に対応できること。

#### (エ) データの一元化と提供手段の多重化

- ・情報やデータが一元的に管理されていること。
- ・多様なメディアが利用可能であること。

### (2) 費用と効果

町ではこれまでも行政事務の効率化を推進するため、各種コンピュータな

どの情報システムの導入をはかってきました。

今後の地域情報化の推進に際しては、システム構築時のコストだけでなく、ランニングコスト、データや機器の更新の経費にも特に考慮し、投資費用に対して高い効果を上げなければなりません。

システム構築の費用としては、情報システム機器の購入やシステム開発費等の経費と機器の保守やデータ更新などの運用経費がかかりますが、これらの経費を最小限に抑えるため、近隣市町村などと連携をはかり共同運営によるシステム構築や、市販のアプリケーションソフトを活用したシステムの積極的な導入、価格が低下したパソコンを中心としたシステム構成、データ入力方法の簡便化、コストの低い通信回線の選択等を基本とします。

なお、運用管理の容易性（経費、手間、システム間の統合性）にも十分配慮します。

また、地域情報化に関するシステムの構築にあたっては、財源として国、東京都等の補助制度を十分検討し、活用することで町財政の負担軽減をはかります。

### **（３）環境への配慮**

IT機器の発達と利用の拡大に伴い、機器更新により廃棄される機器や電力消費量、用紙の使用等に関して、環境面での配慮が必要となります。

そのため、機器の更新サイクルをできるだけ長くし、利用目的によっては部品交換等に対応するなど、延命措置をはかります。また、不使用時には電源切断を徹底するとともに、消費電力の低い機器の導入を進め、電力消費量の削減をはかります。

循環型社会づくりの観点からも、情報システムの高度化・ネットワーク化を推進し、ペーパーレス化に努めるとともに、リサイクルトナーなどの利用を一層進めます。

### **（４）情報システムの安全対策**

情報システムの利用が拡大し、ネットワーク化が進むにつれて、情報システムの安全性を確保することが重要な課題となっています。

#### **（ア）セキュリティ対策**

システムの障害や機能停止やデータ破壊などの防止策に加え、ネットワークを経由して、外部の者が意図的にシステムへ不正侵入し、データを改ざん・搾取し、あるいはシステムの破壊又は利用妨害を行うといった脅威への対応も重要な課題となっています。また、組織内部の者による意図的な、あ

るいは、偶発的な操作ミスなどによる情報の漏えいや外部への不正なアクセスなど、内部から発生する危険性についても無視できない問題です。そこで、情報システムに対する不正アクセスを防止するため、ユーザーID、パスワード等による適切な管理を行うとともに、今後、基幹的なメディアになると予想されるインターネットについては、外部からの不正アクセスを防止するための措置や、データの暗号化を実施して情報の保護を行います。

また、年々被害が増加している\*コンピュータウイルスの被害を防止するため、ウイルス駆除用ソフトを全ての\*クライアントにインストールして、ウイルスの被害を防いだり、外部からの不用意なデータの持ち込み防止等の徹底をはかります。

これらの対策の実施にあたっては、平成16年2月に策定した「瑞穂町情報セキュリティポリシー」に基づき、情報通信システムの安全対策を徹底していきます。

#### **(イ) インターネット等利用のガイドライン**

町では、庁内での\*イントラネットやインターネットの利用拡大に伴い、システム障害への対応やセキュリティ確保のためのガイドラインを制定しています。イントラネットについては「瑞穂町庁内情報ネットワーク運用管理規程」、インターネットについては「瑞穂町職員インターネット利用に関する取扱基準」が制定されており、これらに基づいた利用を徹底します。

#### **(ウ) 労働衛生対策**

IT機器の普及に伴い、職員はパソコンの画面に向かって行う作業が増加しています。このため、職員の健康面への影響を避けるために、データの入力、文書の作成などの作業に関して、環境管理や作業管理の改善を含めた幅広い健康管理対策が必要となります。

#### **(エ) 個人情報保護対策**

町の情報システムが取り扱う情報には、町民の個人情報が含まれており、外部への漏えい等が発生した場合には極めて重大な結果を招きます。

町では、平成15年8月に個人情報保護条例が施行され、個人情報の保護に取り組んでいます。さらに、平成17年4月には、個人情報保護法が施行され、個人情報の保護に対する社会の関心は益々高まっています。そのため、職員一人ひとりがこれらを遵守し、個人情報保護に努めます。

また、町の関連機関、委託業者や工事発注業者についても同様に個人情報保護の徹底を求めます。

#### **(5) データの整理**

現在、町が保有しているデータは、紙をベースにした従来型の情報とデジ

タル情報に分けられます。紙をベースにした従来型の情報整理については、\*ファイリングシステムによって既に整理され、データ保存性と検索性を高めています。しかし、庁内のネットワーク環境が整い、職員一人ひとりにパソコンが配備されたため、大量の情報がデジタルデータで蓄積されています。

今後、行政情報の原本を紙とするのかデジタルデータとするのか、事務事業別に検討して体系化することが必要となります。また、コンピュータ内のデータ保存・管理についても十分に調整することが必要となります。

## (6) 知的所有権

町が作成したプログラムやデータベース等については、知的所有権としてこれらの財産を保護する必要があります。例えば、システム開発を外部の業者に業務委託する場合には、その委託契約書に、プログラム等の所有権(著作権)を明確にするとともに、プログラム等の使用許諾や複製、改造等についての取扱いを、著作権法等に基づいて適正に行うよう留意します。

一方、ソフトウェア\*ベンダー等の著作したプログラムやデータベース等についても、知的所有権を侵害しないように注意する必要があります。

以上のような知的所有権に関する取扱いについては、研修等を通して職員に周知徹底します。

余 白

# 参 考 资 料

## 情報化推進委員会設置要綱

平成12年6月1日  
訓令第3号

### (目的)

第1条 瑞穂町におけるIT機器を活用した事務の効率化・迅速化を達成するため、情報化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) IT機器活用業務の企画・調査・研究に関すること。
- (2) 「地域情報化計画」の策定及びIT化の推進に関すること。
- (3) IT機器導入に係る事務制度の改善及び職員の研修に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 別表のとおり
  - (2) その他、必要に応じてIT化について専門的知識・経験を有する者、及び選任された職員
- 2 前項第2号の委員の選任は情報課長が行う。
  - 3 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 委員会に委員長を置き、情報課長をもって充てる。

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会に記録簿を備え、会議の都度委員長が指名する委員に記録を行わせるものとする。

### (報告)

第5条 委員長は、会議の結果を必要に応じて行政運営会議に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、情報課情報処理係において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の会議で決定する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

## 情報化推進協力員設置要領

平成12年6月1日  
訓令第4号

### (目的)

第1条 この要領は、各課等におけるIT化の推進及び円滑な運用を図るため、情報化推進協力員（以下「協力員」という。）の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (協力員)

第2条 協力員は各課等に置くものとする。

2 前項の協力員は、各課等の長が推薦するものとする。

3 協力員の任期は1年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第3条 協力員は、各課等において次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) IT化の啓発、研究、連絡調整
- (2) データの有効活用の推進
- (3) 将来を考えたシステムづくりの推進
- (4) 機器の互換性等を考えた各課へのIT化の推進
- (5) その他IT化の推進にあたって必要なこと。

### (連絡会議)

第4条 情報課長は、必要に応じ協力員の連絡及び調整を図るための会議を召集することができるものとする。

### (研修等)

第5条 情報課は、協力員がその職務を円滑に遂行できるように、IT化に係る情報の提供及び協力員の研修等を行うものとする。

### (庶務)

第6条 協力員に係る庶務は、情報課情報処理係において行う。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、協力員に関して必要な事項は、情報課長が定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成14年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

# 用語解説

## アルファベット

### ADSL

既存の電話回線を利用するが、音声電話に使用しない高い周波数を利用することで、高速のデータ通信を可能にする技術。

(ADSL: Asymmetric Digital Subscriber Line)

### CATV

Cable Television の略。ケーブルテレビのこと。もともとは共同受信アンテナ・テレビジョン (Community Antenna Television) の略で特定の地域内で番組を配信するシステム。

### e-japan 戦略

国民が情報通信技術 (IT) を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革新的かつ現実的な対応し市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備していく計画。

### ICT社会

誰でも簡単にネットワーク (情報通信網) に接続ができ、多様で自由かつ便利なコミュニケーション (意思などの伝達) を行なえる社会。ICTは、ITと共に「情報通信技術」と訳されることがある。

(ICT: Information & Communications Technology)

### LWAN

地方自治体間をコンピュータで相互接続した広域ネットワーク (情報通信網)。

(LWAN (総合行政ネットワーク): Local Government Wan)

## 日本語読み

### あ

#### アクセシビリティ

施設・設備などの利用しやすさを意味する。

#### アプリケーションソフト

何か用途のために利用するソフト。文書を作る、通信する、絵を描くといった目的を実現するためのソフトウェア。

#### イントラネット

インターネットの技術を使った業務系ネットワークシステム。

#### ウェブアクセシビリティ

WEB関連技術で、誰に対しても提供されている情報がきちんと伝わり、誰もが提供されている機能やサービスを操作し利用できることをいう。特に、高齢者や障害者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

#### オフトーク通信

各家庭にオフトーク通信用の装置を取り付け、電話回線を利用して行政情報などを放送するシステム。

### か

#### クライアント

コンピュータ関連では、一般に何らかのサービスを提供する側を「サーバー」、これ

に対しサービスを提供される側を「クライアント」と呼ぶ。

### **クリアリングハウス**

電子化された地図等の地理情報を保有し、地理情報の利用に必要な情報をサーバーを通じて公開する仕組み。

### **グループウェアシステム**

庁舎内の情報通信網（LAN）を利用して、情報の共有化や円滑なコミュニケーションを実現し、グループ作業の効率化や生産性の向上をはかるためのソフトウェア。電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、会議室・公用車予約などの作業をネットワーク上で管理、推進できる仕組み。

（LAN（利用範囲が限られたネットワーク）：Local Area Network）

### **厚生労働行政総合情報システム（WISH）**

厚生労働省と自治体などの関係機関との間の情報連携を目的とする広域ネットワークシステム。

（WISH：Wide-area Information-exchange System for Health and welfare administration）

### **公的個人認証（サービス）**

インターネットなどを利用しての電子データ送信者が、本人であるという署名（電子署名という）を証明する「電子証明書」。この機能は、区市町村が発行する「住民基本台帳カード」に付加することができる。

### **コミュニケーションサーバー**

通信機器などを共有資源として各クライアントに提供するサーバー。

### **コミュニティFM**

市町村の一部の限られた地域で行われるFM放送。

### **コンテンツ**

「contents」は「内容」の意味で、コンピュータ関連では、情報サービスの内容を指す。

### **コンピュータウイルス**

正常なシステムの動作を妨害する目的で作成されたコンピュータプログラム的一种。

## **さ**

### **財務会計システム**

庁舎内外に接続されているネットワークを利用して、各課がパソコンにより予算の要望や調整、予算執行するための伝票の作成、収入・支出の執行管理を行うシステム。正確で迅速な予算執行管理が可能。

### **実施計画**

基本計画（基本構想に示した将来都市像や基本目標などの実現に向けた各種の施策を体系化し、施策の内容を明らかにしたもの）に定めた施策を効果的に選択し、実施すべき具体的事業を年次別の行財政計画として具体化したもの。計画期間は3年間であり、毎年度、調整を行う。

### **住民基本台帳カード**

住民基本台帳ネットワークの運用とともに発行が開始されたもので、希望する個人に交付されるカード。公的な身分証明として使えるほか、公的個人認証（公的個人認証の項目参照）の機能を付加することができる。

### **住民基本台帳ネットワーク（システム）**

住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、その住民票コードを基に、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の機関などに対する本人確認情報の提供を行うため仕組み。

## 情報家電

テレビ電話を使って遠くはなれて暮らしている人と顔を見ながら会話ができるとか、外出先から携帯電話やパソコンを使って自宅の様子を見るといった、ネットワーク(情報通信網)を活用できる家電。

## 情報セキュリティーポリシー

電子情報の保安に対する基本方針。

## 情報バリアフリー

障害者や高齢者など生活や活動を妨げるような、ハード面、ソフト面での障壁(バリア)を取り除くこと。

## 情報リテラシー

デジタルネットワーク社会に対応するために必要なパソコンの活用能力、ネットワーク(情報通信網)の活用能力、及びそれらを使いこなしてコミュニケーションする能力。

## 総合行政ネットワーク(LGWAN)

地方自治体間をコンピュータで相互接続した広域ネットワーク(情報通信網)。  
(LGWAN: Local Government Wan)

## た

### 地上デジタルテレビジョン放送

近くの放送局から発信され、ゴースト(画面の二重写り)や雑音の少ない美しい映像で提供され、地域に密着したローカル情報をいつでも取り出せるなど、暮らしに役立つ情報を発信。

### 電子タグ

情報を記録したICチップと情報を発信するアンテナを内蔵した荷札(タグ)。その名のとおり物に取り付けて使う荷札であり、タグの中の個別情報を電波を利用してデータの送受信を行なう。

### 電子都庁推進計画

都政の広範な業務にITを効果的に取り入れることにより、都民サービスの向上、分かりやすい都政、事務のスリム化、それを支える情報基盤の整備をはかることを目指す計画。

### 統合型地理情報システム(GIS)

多様な情報を地図上に重ね合わせ、デジタル処理によって多種多様な分析や表示結果を迅速に提供するシステム。計画策定や情報公開の支援、埋設物の管理などに利用されている。

(GIS: Geographic Information Systems)

## な

### 日本工業規格化(JIS規格化)

平成16年6月20日、JIS X 8341-3:2004「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部: ウェブコンテンツ」が制定されました。ホームページ作成上のルールとして日本の統一規格となります。

## は

### パートナーシップ

住民活動は協働であることから、各団体・住民がそれぞれ対等な関係に立ち、双方が責任の主体になること。

### 光ファイバー

ガラス繊維でできたケーブルで、光通信の伝送路に使う。一般の電話線に使われて

いる銅線と比べてデータの減衰がなく、大量のデータを高速に転送できる。

#### **非接触型ＩＣカード**

情報（データ）を記録したＩＣチップが埋め込まれたカードであり、データの読み・書き装置に直接、ＩＣチップを接触させることなくデータの交換がおこなえるもの。

#### **ファイリングシステム**

文書を私物化せず組織のものとし、効率的に検索、保存、廃棄するシステム。

#### **ブロードバンドネットワーク**

光ファイバー通信、ケーブルテレビ（ＣＡＴＶ）網、ＡＤＳＬといった大量のデジタル・データ（数値で表されたデータ）の送受信可能な通信経路。

#### **ベンダー**

「売り主」の意味から、ハードウェアやソフトウェアを供給するメーカーや販売業者のこと。

#### **防災行政無線**

台風や地震など防災や災害に関する情報を無線放送で知らせするシステム。

### **ま**

#### **瑞穂町第３次長期総合計画**

瑞穂町が「人と自然が織りなすまち みずほ ～快適な生活環境をめざして～」と掲げ、「人」と「自然」を活かしたまちづくりを進めていく長期総合計画。

#### **ミレニアム・プロジェクト**

電子申請や電子入札など、政府と民間の間の行政手続等をインターネットを利用し、電子政府の基盤を構築していく計画。

#### **メールマガジン**

電子メールを使って情報が配信されるしくみ。ホームページや携帯電話から申し込み（購読者としてのメールアドレス登録）をすると、メールマガジンが購読者へ定期的または不定期に電子メールで送られてくる。

#### **モバイルネットワーク**

携帯できる小型で軽量のコンピュータなどを使い通信する情報網。ノートパソコンに限らず携帯電話なども機能の多様化によりネットワーク（情報通信網）での活用が可能である。

### **や**

#### **ユニバーサルデザイン**

だれもが快適に利用できる製品や機能などのデザイン。

#### **ユビキタスネットワーク社会**

パソコン、携帯電話、カーナビゲーションといったあらゆる情報機器が、有線・無線の多様なネットワーク（情報通信網）によって接続され、いつでもどこからでもさまざまなサービスが受けられる社会。

平成17年11月  
瑞穂町地域情報化計画  
発行 瑞穂町情報課

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335

Tel 042-557-0531 Fax 042-556-3401

URL <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>